

令和2年6月藤沢市議会定例会

議案資料

議案第28号

令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）

事業名	(新)ひとり親世帯臨時特別給付金事業費					
予算科目	款 4 項 2 目 1 細目 06 説明 07			子育て給付課		
指針体系コード	まちづくりテーマ					
	重点施策名					
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0	0				
補正額	331,414	331,414				
補正後の額	331,414	331,414				
特定財源の内訳	(国庫支出金)	母子家庭等対策総合支援事業費補助金				331,414

【施策等を必要とする背景】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、国の令和2年度第二次補正予算（令和2年6月12日成立）において、臨時特別給付金を支給することが示された。

【補正事業概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。

1. 臨時特別給付金 314,910 千円

支給対象者	給付額	対象見込数
(1) ひとり親世帯への給付金（基本給付）		
ア 令和2年6月分の児童扶養手当受給者	1世帯5万円	約2,250世帯
イ 公的年金等給付額が児童扶養手当額を上回るため児童扶養手当を受給していない公的年金等受給者	第2子以降 1人につき 3万円	約200世帯
ウ 新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった者		約750世帯
(2) 収入が減少したひとり親世帯への給付金（追加給付）		
(1) のア・イの支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した者（生活保護受給者を除く）	1世帯5万円	約2,200世帯

2. その他事務経費 16,504 千円
 需用費、郵便料、口座振込手数料、委託料等

3. 支給時期（予定）及び支給方法

(1) ひとり親世帯への給付金（基本給付）

- ア【申請不要】8月末までに児童扶養手当振込口座に支給
- イ・ウ【申請が必要】申請受付後、審査の上、随時支給

(2) 収入が減少した世帯への給付金（追加給付）

【申請が必要】児童扶養手当の現況届確認時（8月）等にあわせて、収入が大きく減少していることの簡易な申請受付後、審査の上、9月以降に支給

民生費

事業名	法人立保育所運営費等助成事業費					
予算科目	款 4 項 2 目 2 細目 01 説明 05			保育課		
指針体系コード	3-2-31	まちづくりテーマ	笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる			
		重点施策名	子どもの健やかな成長に向けた支援の充実			
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	2,348,582	178,060	135,442		90,480	1,944,600
補正額	13,247	0	0		0	13,247
補正後の額	2,361,829	178,060	135,442		90,480	1,957,847

【補正事業概要】

新型コロナウイルス感染症対策として実施した市内認可保育施設利用者への登園自粛要請に伴い、各施設が行った給食食材料費の減免に係る経費の一部を補助する。

1. 給食食材料費の減免に係る経費の補助 13,247 千円
- ・対象者 市内法人立認可保育所（66施設）の代表者
市内小規模保育事業所（3歳児の受入れを実施する8事業所）の代表者
 - ・対象月 令和2年4月から登園自粛要請期間の終了日が属する月まで
 - ・対象経費 給食食材料費（2号認定児（3～5歳児））の減免に伴う食材購入経費の損失額
 - ・補助額（対象児童1人・1月当たり）
当該月の減免額 × 食材購入経費の損失割合
※損失割合は、保育料の算定基準日数（25日）に対し、緊急事態宣言の発令日及び継続決定日から1週間（6日）は食材購入計画への影響があったものとして「25分の6」を基本とし、各施設における減免の実施方法に応じて次のとおりとする。
 - ①減免額を開所日数の2分の1単位で算出した場合：25分の6
 - ②減免額を開所日数の4分の1単位で算出した場合：25分の9
 - ③減免額を開所日数に対して日割りで算出した場合：25分の12

（参考1）各施設における減免の実施方法

減免額の算出は、登園自粛日数に応じて区分した減免割合によるものとし、各施設において最低限行うべき減免の基準を「1カ月当たりの登園自粛日数が開所日数の2分の1以上となった場合、月額2分の1を減免」とし、実施方法の詳細は施設ごとに定めることとする。

（参考2）公立保育所の減免額の算出方法（開所日数の4分の1単位での減免）

	1カ月当たりの登園自粛を行った日数			減免割合 (減免額)	減免後の額
	4月	5月	6月		
0日から 開所日数の1/4未満	0～6日	0～5日	0～6日	なし (▲0円)	4,500円 ※減免なし
開所日数の1/4以上 1/2未満	7～12日	6～11日	7～12日	1/4 (▲1,125円)	3,375円
開所日数の1/2以上 3/4未満	13～18日	12～17日	13～19日	1/2 (▲2,250円)	2,250円
開所日数の3/4以上 (全日自粛した場合を除く)	19～24日	18～22日	20～25日	3/4 (▲3,375円)	1,125円
全日（全開所日を自粛）	25日	23日	26日	全額 (▲4,500円)	0円

民生費

事業名	藤沢型認定保育施設保育料助成費					
予算科目	款 4 項 2 目 2 細目 01 説明 06			保育課		
指針体系コード			まちづくりテーマ			
			重点施策名			
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	11,220		0			11,220
補正額	18,887		3,000			15,887
補正後の額	30,107		3,000			27,107
特定財源の内訳	(県支出金)	認可外保育施設保育料支援事業費補助金				3,000

【補正事業概要】

新型コロナウイルス感染症対策として実施した市内私設保育施設（認可外保育施設）利用者への登園自粛要請に伴い、各施設が行った保育料の減免に係る経費の一部を補助する。

1. 私設保育施設の保育料減免に係る経費の補助 18,887 千円

- ・対象者 市内私設保育施設（企業主導型保育事業を除く）の代表者
市外私設保育施設の利用者（市内在住者に限る）
- ・対象期間 令和2年4月13日から5月31日まで
- ・対象経費 次の各条件を満たす私設保育施設利用者が支払う保育料
 - ①藤沢市内に住民登録があること
 - ②保育の必要性があること
 - ③認可保育施設や幼稚園を利用していないこと
 - ④市税や保育料の滞納がないこと
- ・補助額（対象児童1人・1月当たり・上限82,000円）

$$\text{保育料月額} \times \text{欠席日数} \div \text{開所日数（日曜・祝日を除く日数）}$$
 ※幼児教育・保育の無償化の対象となる児童（3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児）の保育料月額は、無償化給付費を控除した額

衛生費

事業名	乳幼児健診等事業費					
予算科目	款 5 項 1 目 1 細目 02 説明 01			子ども健康課		
指針体系コード			まちづくりテーマ			
			重点施策名			
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	339,710					339,710
補正額	23,258					23,258
補正後の額	362,968					362,968

【補正事業概要】

令和2年4月7日に国から発出された緊急事態宣言により中止していた1歳6カ月児、3歳6カ月児健康診査及び2歳児歯科健康診査について、同宣言の解除に伴い再開するにあたり、十分な感染防止対策を行うとともに、対象児が早期に受診できるよう、実施方法等の変更を行う。

1. 1歳6カ月児、3歳6カ月児健康診査の感染防止対策に係る物品購入 1,789 千円
 感染防止対策を施した上で集団健診の年間回数を変更

対象	変更前	変更後
1歳6カ月児	48回	58回
3歳6カ月児	48回	69回

2. 2歳児歯科健康診査の実施方法変更による委託料等 21,469 千円
 藤沢市歯科医師会に委託し、集団健診から指定歯科医療機関での個別健診へ変更
- ・ 藤沢市歯科医師会への委託料 21,305 千円
 - ・ 問診票の印刷製本費 164 千円

事業名	(新) プレミアム付商品券発行事業補助金					
予算科目	款 8 項 1 目 2 細目 02 説明 04			産業労働課		
指針体系コード			まちづくりテーマ			
			重点施策名			
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	0					0
補正額	1,046,830					1,046,830
補正後の額	1,046,830					1,046,830

【施策等を必要とする背景】

新型コロナウイルスの感染症拡大防止策（外出自粛・休業要請）が講じられたことで、市内事業者が深刻な影響を受けていることから、市内経済の活性化を図る必要がある。

【提案に至るまでの経緯】

市域独自の取組について、市内事業者の多くが加盟する経済団体等からの要望を受け、緊急事態宣言解除後の市内消費の活性化に有効な商品券発行事業の実施について、関係団体と調整を行った。

【補正事業概要】

藤沢商工会議所、一般社団法人藤沢市商店会連合会及び公益社団法人藤沢市観光協会が連携し実施するプレミアム付商品券発行事業に対し、助成を行うもの。

1. プレミアム付商品券発行事業補助金 1,046,830 千円
2. 販売対象者 市内在住・在勤・在学者
3. 使用期間 令和2年11月1日から令和3年2月28日まで
4. 発行内容 額面6,500円（1冊）を5,000円で販売（プレミアム率30%）
 - （1）発行冊数 50万冊
 - （2）発行額面総額 32億5,000万円
5. 商品券使用可能店舗 市内店舗・事業所